

現場代理人の常駐緩和の適切な運用

契約書第10条第4項の「現場代理人について工事現場における常駐を要しない」期間は、平成20年5月8日付第200800024787号「建設工事における配置技術者の適正な運用について」を踏まえて、下記のとおりとし、適切に運用すること。

1 常駐を要しない期間

(1) 工事着手前

契約締結後、鳥取県土木工事共通仕様書に定める工事着手日の前日までの期間。

(2) 工事着手～工事完成

ア 工事の全部を中止している期間

契約書第20条1項又は2項の規定により、工事の全部を中止している期間。

イ 工場製作のみ行われている期間

橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事の工場製作又は外注製造のみが行われている期間。

ウ 土日等の休日で休工の期間

鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日及び受注者が施工計画書で定めた休休日（以下、「休日」という。）で、現場作業を行わない期間。

○鳥取県の休日を定める条例

（県の休日）

第1条 次の各号に掲げる日は、県の休日とし、県の期間の執務は、原則行わないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

エ 休工の期間（休日を除く）

休日以外で、工程上、天候状況等の理由で現場作業を行わない期間。

オ やむを得ず現場を離れる期間

発注者・関係機関等との協議・打合せ、子の看護や生理休暇等の法定休暇、慶弔休暇、又は病気休暇、研修受講等で短期間現場を離れる場合。

(3) 工事完成後

工事が完成してから完成検査が終了するまでの期間。

(4) その他

発注機関が他の規定に基づき認めた期間。

2 常駐を要しない期間の対処方法

常駐を要しない各ケースの対処方法は下表のとおりとする。

常駐を要しない各ケース		対処方法
1の(2)のイ、エ及び(4)の場合		監督員へ報告*
1の(2)のオの場合	一日以内	会社又は現場職員等へ行き先を明示
	一日を超えて長期とにならない期間	監督員へ報告*
	長期間（一週間を超える）	現場代理人の交代
上記以外		特段の対処は不要

*常駐しない期間の3日前（休日を除く）までに監督員へ報告（常駐免除期間、理由、緊急時連絡先、現場管理体制等）すること。ただし、突発的な理由による常駐できない場合は事後報告でも可とする。

3 現場代理人の常駐が免除された期間に実施できる業務の例

×他の工事の現場代理人・主任技術者

○他の工事の現場代理人・主任技術者の補助

○常駐（専任）義務のない業務委託等の担当